

# 駐車場附置等各届出における電子メール受付開始のお知らせ

令和7年4月1日より、駐車場附置等における各届出の電子メールでの受付を開始します。

## ■対象となる届出

### 駐車 附置

- ・「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」第9条に規定される**駐車施設届**および**変更届**
- ・同条例施行規則第8条に規定される**工事完了届**

### 駐輪 附置

- ・「岡山市自転車駐車場附置義務条例」第5条第1項に規定される**自転車駐車場届**および同条第3項に規定される**変更届**
- ・同条例施行規則第6条に規定される**工事完了届**

### 路外 駐車場

- ・「駐車場法」第12条に規定される**路外駐車場設置届**、第13条に規定される**管理規程届**、第14条に規定される**休止等の届出**、第18条の規定に基づく**工事完了届**
- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)第12条第1項の規定に基づく**特定路外駐車場設置届**

## ■届出等書類の提出方法

メールの件名に「**届出内容・物件名称**」(例: 駐車附置の届出・〇〇ビル)、本文に「**①届出者(または代理人)氏名・連絡先**、**②隔地承認申請の有無**(駐車・駐輪附置の届出の場合)、**③前回届出番号**(変更届の場合)」を入力し、届出書および添付書類を提出先まで送付してください。

提出先：[chushajo@city.okayama.lg.jp](mailto:chushajo@city.okayama.lg.jp)

届出様式：市街地整備課HPよりダウンロードして使用すること。

## ■注意事項

※届出書および添付書類は**PDFファイルとし、必ず一つに結合**すること。(ファイルは原則10MBまで)

※電子メール送信できる容量の**上限は10MBまで**です。これを超える場合は別途ご相談ください。

※届出書類等を受信し担当職員が確認後、受付完了メールを送付します。

### 駐車・ 駐輪 附置

- ・条例適合の審査が完了した後に審査済を押印したものを返送します。
- ・副本は、他の添付書類とともに届出者の責任において**必ず保存・保管**してください。
- ・隔地承認申請については、電子メールでの受付に対応しておりません。スキャンしたものを添付し、後日郵送または窓口にて提出してください。(郵送での返送を希望される場合は返信用封筒が必要です)

### 路外 駐車場

- ・法適合の審査が完了した後に受理通知書を発行します。
- ・受理通知書および副本は、他の添付書類とともに届出者の責任において**必ず保存・保管**してください。